

【制度の概要】

住宅リフォーム総合支援事業		
区分	一般分	人口減少対策分
対象工事	5要件（部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事	5要件（部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事 ※三世帯世帯は居室の床面積の合計が10㎡以上増加する工事などの三世帯同居リフォーム工事を施工する必要があります。
工事請負金額の下限	工事請負金額が50万円以上	
施工業者	県内業者（県内に本店・本社がある法人または事業者）であること	
申請者（施主）の要件	・白鷹町内に住所を有する者 ・町税等の滞納がないこと	・白鷹町内に住所を有する世帯（移住世帯については平成28年4月1日以降に県外から町内に転入し、居住する世帯） ・町税等の滞納がないこと
その他制度との併用について	建築需要促進事業と併用ができます ※介護保険制度等との併用は不可	
支援内容（補助額）	◇現に居住する住宅…工事費の10%分（上限20万円） ※県産木材を3㎡以上使用する工事の場合は上限30万円 ◇空き家…工事費の20%分（上限50万円） ※中古住宅診断を受けていない空き家は上限40万円	◇現に居住する住宅…工事費の20%分（上限30万円） ※県産木材を3㎡以上使用する工事の場合は上限40万円 ◇空き家…工事費の30%分（上限60万円） ※中古住宅診断を受けていない空き家は上限50万円

☎ 85-6140
建設水道課管理係
【問い合わせ】

鮎貝四季の郷地内への定住を図り、地域の活性化を促進するため「すまいる！四季の郷」の郷定住促進プロジェクト事業を昨年度に引き続き実施します。
自らの住宅建築のため、町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入した方に、補助金を交付します。

「すまいる！四季の郷」
定住促進プロジェクト事業

町では、定住の意思を持つ若者世代の経済的な負担を軽減し、住宅取得の促進を図ることで、定住人口の拡大を図り、活力ある町を築くことを目的に「すまいる住まい！若者定住サポート事業」を実施します。
※申請手続き等、詳細はお問い合わせください。

すまいる住まい！
若者定住サポート事業

【制度の概要】

	すまいる住まい！若者定住サポート事業	「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト
対象	住宅（新築）	土地（四季の郷住宅用地）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助	町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入する方への補助
補助金額	◇若者世帯…50万円 （世帯員全員50歳未満の夫婦及び親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…70万円 （世帯主が50歳未満で世帯員全員が町内に転入する世帯） ・町内業者の場合30万円を加算します ※町税等の滞納がないことが要件となります ※中古住宅の場合は対象外となります	◇県外に住所を有する方…100万円 ◇白鷹町以外の県内の市町村に住所を有する方…70万円 ◇町内に住所を有する方…50万円
併用の可否	<p>併用可能</p> <p>県外からの移住世帯で町内業者施工により家を新築した場合…土地・建物で最大200万円</p>	